

日本農林規格の制定、改正について



2021年8月4日

農 林 水 産 省
新事業・食品産業部

日本農林規格の制定、改正について



- JASについては、「日本農林規格の制定・見直しの基準」(平成30年6月1日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる①「精米の日本農林規格」、「有機藻類の日本農林規格」の制定、②「素材の日本農林規格」、「そしゃく配慮食品の日本農林規格」の改正について審議。

1 新たに制定するJAS

- (1) 精米の日本農林規格
- (2) 有機藻類の日本農林規格

2 改正を行うJAS

- (1) 素材の日本農林規格
- (2) そしゃく配慮食品の日本農林規格

1 日本農林規格の制定について



（１） 精米の日本農林規格案



精米の日本農林規格について



現 状

- 精米工場の精米品質基準としては、「精米品位規格」、「米穀の品質表示ガイドライン」等、業界が策定した基準が複数存在しているが、いずれも策定から18年以上が経過。
- 近年、精米工場の機械設備、施設、管理システムなどのとう精技術が高度化していることから、これを踏まえた基準が必要。



規格の概要

- 国内における精米のとう精技術の高度化に伴い、現在の技術水準における精米工場の目標となる品質の基準を規定。



効 果

- 精米工場の努力を促し、精米品質の向上が促進される。
- 消費者の商品選択の参考となり、消費者が自らのニーズに合致した米を購入しやすくなる。

精米の日本農林規格の概要について

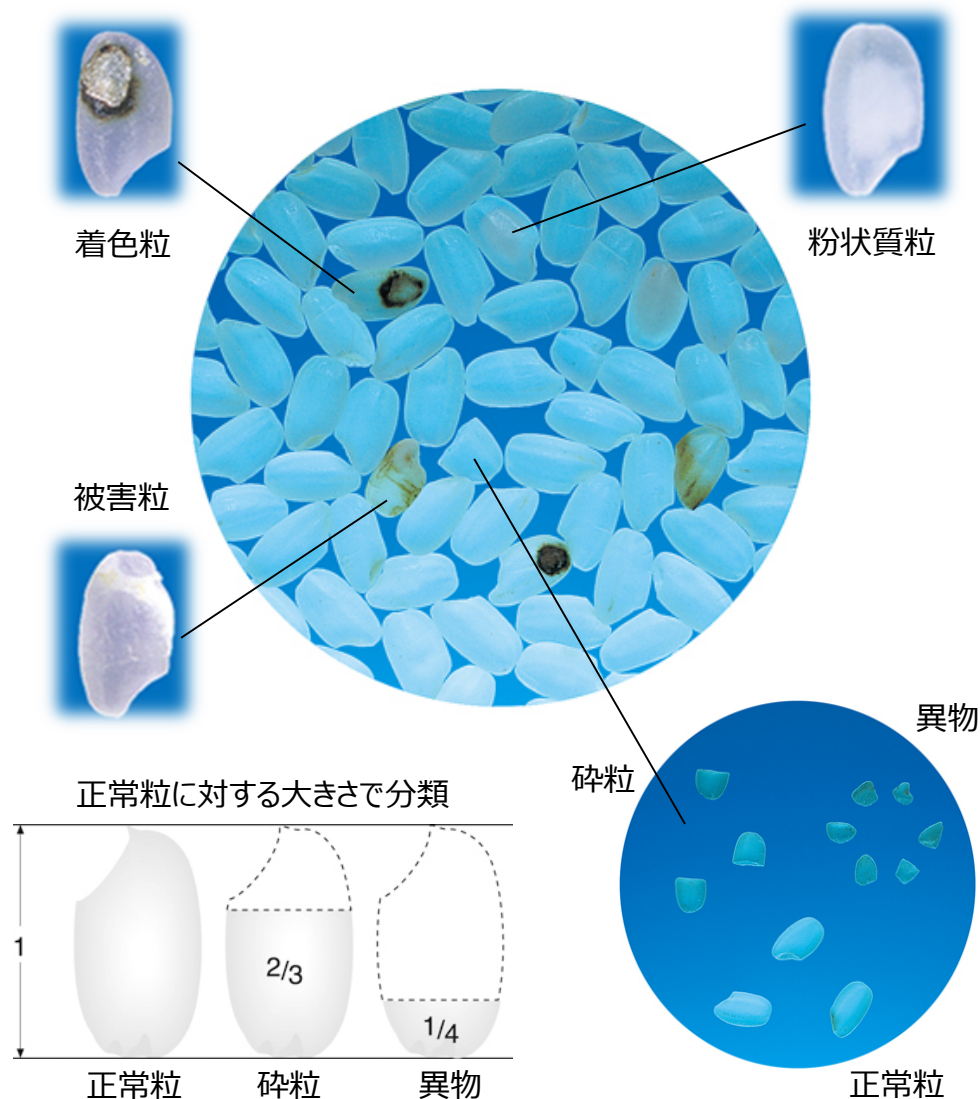
○精米の品質について、見た目や炊飯特性に影響を与える基準を設定

適用範囲

水稻うるち精米又は陸稻うるち精米の短粒種であって、炊飯に供する精米

基準項目

白度： 39以上
水分： 15.0%以下
異種穀粒及び異物： 0.0%以下
着色粒： 0.0%以下
被害粒： 1%以下
粉状質粒： 6%以下
碎粒： 3%以下
水浸割粒： 10%以下



(2) 有機藻類の日本農林規格案



有機藻類の日本農林規格について



現状と課題

- 消費者の環境意識の世界的な高まりを受け、「有機」の需要が世界的に拡大。
- こうした中、環境への負荷をできる限り低減した管理方法等によって生産された藻類（わかめ、こんぶ等）を海外市場へ「有機藻類」として販売する場合、輸出相手国（EU、カナダ等）の認証制度を利用する必要があることから、言語の障壁、審査員の旅費負担等、認証を取得するための過剰なコストが課題。
- 有機藻類においては、Codex、ISOなどの国際規格が未制定。（EU、カナダ、台湾等には規格あり）



規格の概要

- 藻類の生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法等について規定。



効 果

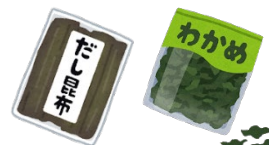
- 国内における有機藻類の認証取得が容易となり、有機生産の取組の進展と輸出拡大に寄与。
- 日本の有機藻類をアピールし、JASの影響力を高めるため、将来的にJASの国際規格化も視野。
- 環境に配慮した管理を構築し、持続可能な漁業に貢献（SDGs目標12,14）。

有機藻類の日本農林規格の概要について

有機藻類の生産における原則

○水環境（海象、水質、水底の底質その他の水に係る環境）の維持増進を図るため、化学的に合成された資材の使用を避けることを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した管理方法及び生態系の維持に支障を生じない採取方法を規定。

生産基準

一般管理	養殖場・採取場	管理期間	種苗
✓ 使用禁止資材による汚染防止 ✓ 漁具の再利用 ✓ 付着生物の除去	✓ 汚染の防止 ✓ 環境評価 ✓ 養殖密度 ✓ 採取方法 など	✓ 生育期間が6か月未満のものは収穫前6か月以上 ✓ 生育期間が6か月以上のものは収穫前、当該藻類の生育期間以上	✓ 有機的に生産されたもの ✓ 自然の海域で採苗されたもの ✓ 組換えDNA技術の禁止
栄養源	有害動植物の防除	収穫後の管理	調製（加工）
✓ 栄養源となる資材は使用不可（陸上養殖のみ天然物質を利用可） 	✓ 耕種的防除 ✓ 物理的防除 ✓ 生物的防除 ✓ 天然物質のみ利用可 	✓ 有機以外の藻類混入の防止 ✓ 汚染防止 ✓ 放射線照射の禁止	✓ 物理的、生物の機能を利用した方法 ✓ 食塩は使用可 

表示基準

- ✓ 生鮮食品に分類される有機藻類の名称の表示
- ✓ 加工食品に分類される有機藻類の名称と原材料名の表示

表示例

- ・「有機藻類」
- ・「○○（有機）」
- ・「オーガニック○○」

有機藻類 など



※JAS法に基づく有機表示規制の対象ではない

2 日本農林規格の改正について



(1) 素材の日本農林規格の改正案



素材の日本農林規格について

- 素材とは、樹木を伐採し、枝を取り払ったものを、利用しやすい長さに切断した「丸太」等のことである。
- 素材は、主として製材、合板、集成材といった、木質建材の原料となるものである。
- 素材JASで規定されている材積(体積)の計算方法は、我が国の標準的な計算方法として広く活用されており、取引の円滑化に寄与している。

規格の内容

素材JASにおける区分

『針葉樹の素材』、『広葉樹の素材』、
『電柱用(針葉樹に限る)』

素材JASで規定されている基準

- ・品質の基準
- ・寸法の測定方法
- ・材積の計算方法
- ・縦振動ヤング係数

素材の主な用途

製材、合板、木材チップ、バイオマス等の原材料の他、
土木用資材、電柱用として供される。

認証事業者数

- ・11事業者
- ・素材の格付に関する
講習を受講済み
資格者数442名

令和3年6月現在

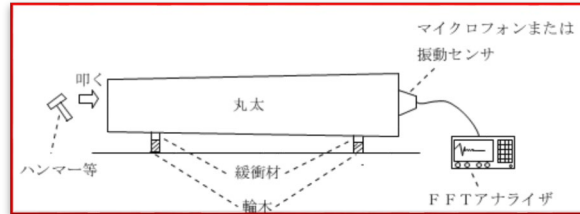


素材の日本農林規格改正について

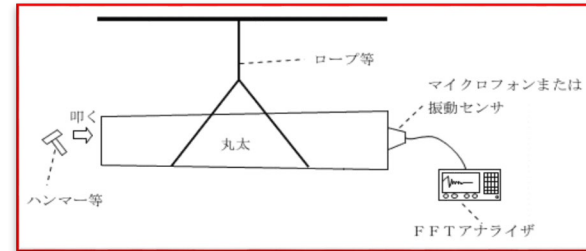
改正点 1

縦振動ヤング係数試験の試験方法の改正

現行JASでは、振動に影響がないよう、試験体を緩衝材で支持する方法が規定されているが、従来から試験体を吊り下げて支持することで、振動に影響がない方法も存在しており、利便性向上のため、双方の支持方法を規定する。



据え置き式（現行法）



吊り下げ式（今回追加）

改正点 2

縦振動ヤング係数試験の計算方法の改正

現行JASでは、1次振動を用いて計算することが想定されている。しかし、2次以降の固有振動数を用いても算出が可能であることから、今改正では、利便性を考慮して2次以降の固有振動数を用いることが可能な計算式に変更する。

$$\text{旧： } Ef = (2 \times L \times f)^2 \times \rho / 10^9$$

$$\text{新： } E_{fr-L} = (2 \times L \times f_L)^2 \times \rho / n^2 / 10^9$$

Ef : 縦振動ヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)

E_{fr-L} : 縦振動ヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)

L : 材長

f_L : n 次の固有振動数 (Hz)

ρ : 見かけの密度 (kg/m^3)

n : 固有振動数の次数

（２） そしゃく配慮食品の日本農林規格の改正案



そしゃく配慮食品の日本農林規格について

- そしゃく配慮食品は、通常の食品と比べそしゃくに要する負担が小さい性状、固さ等の品質を備えた食品で、近年、進行する社会の高齢化を背景に生産数量が増加傾向
- そしゃく配慮食品のJASは、摂食時の内容物の性状、固さにより、製品を4つのカテゴリに分類し、それぞれ固さに応じた表示を規定
- 当該JASは、事業者の製品開発に資する基準として活用されており、また、消費者の商品選択に資するものであり、今後もJASの役割が発揮されるものと判断
- 今回、規格の内容は現行どおりとし、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式の改正を実施

規格の内容

そしゃく配慮食品JASにおける4つのカテゴリ

容易にかめる食品	歯ぐきでつぶせる食品
舌でつぶせる食品	かまなくてよい食品

そしゃく配慮食品JASで規定されている基準

摂食時の内容物の固さ等	カテゴリに応じた固さの基準に適合していること。
内容量	表示量に適合していること。
添加物	必要最小限とすること。
容器又は包装の状態	密封されていること。
表示	内容物の固さ、調理方法等を表示すること。

そしゃく配慮食品の生産状況

生産の状況	H29	H30	R1
認証事業者数（者）	4	5	6
格付数量（トン）	130	1,646	1,782
生産数量（トン）	18,612	20,596	54,523
格付率（%）	0.7	8.0	3.3

注：格付数量は年度、生産数量は暦年で計上。格付率は、格付数量（年度）÷生産量（暦年）で算出

そしゃく配慮食品JASの例

